

国民健康保険高齢受給者証の再交付のお知らせ

保険医療課

70歳から74歳の方で、現在、医療機関などで診療を受ける場合に自己負担が1割となっている方は、平成24年4月1日から自己負担が2割に引き上げられることとなっていました。さらに1年間延長され、「平成25年3月31日」までは自己負担が1割に据え置きとなりました。

3月下旬に送付する保険証に「国民健康保険高齢受給者証」を同封しますので、現在お持ちの高齢受給者証と差し替えて、4月1日以降医療機関などで診療を受ける場合は、新しい保険証と併せて提示してください。

なお、今回送付する高齢受給者証は有効期限が平成24年7月31日（75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日）のため、「平成24年7月31日までは1割」と記載されています。8月以降の分については、再度所得判定後、送付します。

【問合先】保険医療課

安心カードの配布について

町民生委員児童委員協議会

町民生委員児童委員協議会では、ひとり暮らしの高齢者の安心・安全を確保するため、笠松町内に在住の65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、「安心カード」を配布しています。

安心カードには氏名、生年月日、かかりつけ病院、緊急時の連絡先などの情報を記入します。記入した安心カードを冷蔵庫に入れておくことで、緊急時にその情報を基に迅速な対応ができ、ご家族などへの連絡をスムーズに行うことを目的としています。

ご不明な点は担当の民生委員にお問い合わせください。



安心カードとカードを入れる容器

外国人の方の住民登録制度が変わります

住民課

平成24年7月9日より外国人登録制度が変わり、外国人の方も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になります。

〔主な変更点〕

- 日本人と同様に住民票が発行できます。また、日本人と外国人の混合の世帯でも世帯全員が記載された住民票が発行できるようになります。
- 外国人登録証明書（カード）が新しくなります。特別永住者の方は特別永住者証明書に、中長期在留者の方は在留カード（入国管理局で発行）に変わります。

特別永住者証明書は事前に、役場住民課で交付申請を受け付けています。交付は、新たに制度が施行される日（7月9日）以降になります。

【対象者】特別永住者の方で笠松町に住所を有する方

【持ち物】

- ・写真1枚（3か月以内に撮影したもので、縦4cm×横3cm）
※7月9日時点で16歳未満の方は不要
- ・パスポート（所持している方のみ）
- ・外国人登録証明書

【問合先】住民課

無料県民相談会開催

県士業連絡協議会

弁護士、司法書士、税理士など12士業の無料県民相談会を開催します。

日常生活や仕事上のさまざまな問題に無料で応じますので、お気軽にご相談ください。

- 【日時】3月27日（火）午前10時～午後3時
【会場】岐阜市役所 3階大会議室
【内容】法律、登記、税務、不動産の価格、発明や商標などの知的財産、社会保険や労働保険、経営、許認可、土地の境界紛争、建築設計など

【問合先】日本公認会計士協会東海会岐阜県会
☎277-5666

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719



ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030